



Title	「遂行消去」について
Author(s)	葛西, 清蔵
Citation	北海道大學文學部紀要, 25(2), 57-76
Issue Date	1977-03-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33408
Type	bulletin (article)
File Information	25(2)_PL57-76.pdf



[Instructions for use](#)

「遂行消去」について

葛 西 清 蔵

「遂行消去」について

葛 西 清 蔵

Ross says that every declarative sentence has a next higher performative clause which contains as its subject a first person singular pronoun, a performative verb (a complex of features such as <+ communication>, <+ linguistic>, <+ declarative>...) and a second person personal pronoun as its indirect object. He adds concerning the performative clause, that the clause can be deleted (though he is not definite here).

This paper studies his performative analysis and concludes that what Ross says is an oversimplification, and, after proposing the reformulation of his performative clause, that deletion transformation is a 'minor rule' which applies only to the reformulated clause.

0. Ross の遂行分析 (performative analysis) によれば、すべての平叙文の深層には主語 (I), 遂行動詞, 間接目的語 (you) を含むより高い文があり, それが表層では消去 (performative deletion) されることになっている。

小稿はこの遂去分析についていくつかの問題点を検討し, 遂行節 (performative clause) 消去は Ross のいうほど一般的なものではないこと, したがって遂行節は定義しなおされるべきであること, 消去変形はその節にだけあてはまるきわめて適用範囲のせまい 'minor rule' であることを示そうとするものである。

遂行節の消去を論ずるにはまず, 遂行節の存在そのものが正当化されていなければいけない。これが存在するという Ross の主張は全面的に

は正当なものとは言えない。

たとえば、遂行動詞を含むいわゆる最上節には主語 (I), <+ communication>, <+ linguistic>, <+ declarative> などの素性をもつ遂行動詞, 間接目的語 (you) が同時に存在することが証明されていなければならないはずだが, Ross はそれらの存在を個々別々に論じているにすぎないということがその最も大きな理由の一つである。

しかし, のちにふれることになる

Jenny isn't here, for I didn't see her.

Honestly, she stole the money.

などに典型的に遂行節「的」なものの存在は予想出来るので, 一応遂行節は存在する, という前提で論をすすめることにする。

1. まず Ross が遂行動詞について述べているところを見, そこから論点をひきだしていきたい。

1.1 Ross は(1)のような文は Fig. 1 のような深層構造をもつ遂行文

(1) Prices slumped.

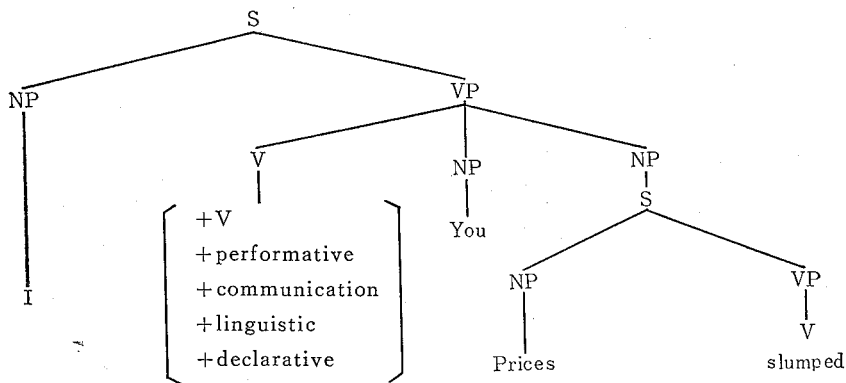


Fig. 1.

(performative sentence) であるが、(1)の場合には遂行節が消去された ‘implicit performative’ である、とする。この ‘implicit’ という用語は Austin (1975) が、

- (2) a. I order you to go.
- b. Go !

の (2 a), (2 b) はともに遂行的であるが、(2 a) ではそれが ‘explicit’ であり、(2 b) では ‘implicit’ である、といっているのをうけたものである。(しかしもちろん Austin は (2 a), (2 b) を互に変形の関係でとらえているわけではない)。

さて、この遂行動詞消去変形は任意なのか義務的なのであろうか。Ross はこの疑問を発しはするが Ross 自身ではこの消去変形の ‘status’ を論じてはいない (cf. Rutherford (1970))。ただ、McCawley (1968) のつぎのような主張が ‘highly plausible’ なので、その提案をとり入れる、としている。すなわち、Ross は、McCawley が、つぎの (3 a), (3 b) の文からわかるように、遂行動詞消去は ‘hereby’ があるかない

- (3) a. I tell you that prices slumped.
- b. * I hereby tell you that prices slumped.

かに依存し、‘hereby’ がある場合には義務的に ‘I hereby tell you that’ を消去して (3 b) を (1) に変えなくてはならない、とのべているとしている。つまり McCawley の主張によれば、遂行動詞の消去は任意であるが、遂行節に ‘hereby’ がある時にはその消去が義務的になる、と Ross は受けとっていることになる。

1.2 しかし、これは実は McCawley の言っていることをかなり不正確に受けとっている。

まず、McCawley は、Ross が次のような提案をしている、としている。すなわち (4) のような ‘overt performative’ をもたない文も、深

(4) Open the door !

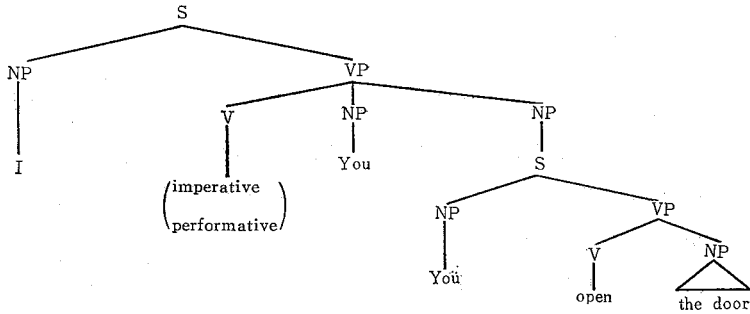


Fig. 2.

層構造では Fig. 2. のように一番上の S になって表わされる ‘performative’ (これが結果的には消去されるので、‘deleted performative’ といわれる) をもつとしている。そして、これが、

(5) I ordered John to open the door.

のような文の統語 (syntax) を説明する、という。ここでは明白に、(4)、(5) は (6) と互に関係あるものとして扱われていることに注目しよう。

(6) I order you to open the door.

しかるに (5) においては遂行動詞の時制は過去であり、その間接目的語は二人称の代名詞ではない。

1.3 さらに McCawley は (7), (8) は許されるが, (9 a), (10 a), (11 a) に対する (9 b), (10 b), (11 b) は許されないことから, おなじ遂行動詞

(7) I promise to give you ten dollars.

(8) I hereby order you to open the door.

(9) a. I hereby tell you to open the door.

b. * I tell you to open the door.

(10) a. I hereby ask you where you were last night.

b. * I ask you where you were last night.

(11) a. I hereby tell you that Lyndon Johnson is an imperialist
butcher.

b. * I tell you that Lyndon Johnson is an imperialist butcher.

でもその遂行節に 'hereby' が存在するか, しないかによって, 消去が許されるものと, 遂されないものがあることに注目した。そしてこのような遂行動詞の消去は, Ross のいうように彼のあげるいくつかの素性をもった遂行動詞の消去として一般的に扱える性質のものではなくて, むしろ 'tell,' 'ask'... のような具体的な語彙項目 (real lexical item) に対して消去をうけるように指定 (mark) された場合にのみ消去されるべき 'minor rule' であること, また消去変形は, この構造が主語, 動詞, 間接目的語 (とうめこみ文) がある時, ('hereby' のような付加的 (additional) な項目がある時はのぞく)⁽¹⁾ にのみ適用されるように規定されるべきである, とする。これではじめて, (9 a), (10 a), (11 a) に対応する (9 c), (10 c), (11 c) が導かれうる, とする。

(9 c) Open the door! (= (4)).

(10 c) Where were you last night?

(11 c) Lyndon Johnson is an imperialist butcher.

ここで Ross は明白につきのような誤解をしている。

その一。McCawley は、消去変形は具体的な語彙項目にそれぞれ消去変形をうけるかどうか指定されるべきだ、としているが、一方 Ross はこの消去変形は〈+ communication〉, 〈+ linguistic〉, 〈+ declarative〉...の素性をもつ遂行動詞一般に適用できる、としていること、

その二。(3 a), (3 b) と (11 a), (11 c) を比較すれば明確なように、‘hereby’ のある、なしと遂行動詞消去の関係を Ross は McCawley の主張を逆にうけとって一般化してしまっていること、である。

いずれにせよ、Ross は遂行動詞消去変形をきわめて無理な方法で一般的に適用できるものにしてしまっていることがわかる。

2. 上述のように Ross は遂行動詞消去変形をごく一般的に適用できるものと考えているが、実際にはこれは McCawley があげたいくつかの制限をもつ ‘minor rule’ である。この項では 遂行分析を検討し McCawley とは別の側面から、遂行動詞消去変形はきわめて適用範囲が限られたものであることを指摘していきたい。

2.1 Ross は遂行節は平敘文の深層構造にはかならず一つはあるものだ、と主張している。そして遂行節にさらに遂行節がつきうるのではないか、という可能性についてはこれを否定している。すなわち、つぎの二文で、

(1) Prices slumped.

(3) a. I tell you that prices slumped.

(1) は (3 a) から ‘I tell you that’ を消去して導くことができる。し

「遂行消去」について

かし (12 a), (12 b) において, (12 a) は ‘承認’ (admission) を表わ

(12) a. I admit that I'll be late.

b. I (hereby) promise that I'll be late.

す文であり, (12 b) は ‘約束’ (promise) を表わす文であって (12a) とは別のものであるとする。

ところで,

(13) I admit that I (*hereby) promise that I'll be late.

この (13) は ‘約束’ を表わす文ではなく ‘承認’ を表わす文であり, この文が ‘約束’ の文でないことは ‘promise’ の前に ‘hereby’ が来れないことでもわかる, と主張する。Ross がここで主張しているのは, 遂行動詞を含む節がいくつあっても深層構造で最上節になっているものだけが遂行節なのだ, ということだが, この証明は実は次のようなことを主張していることにもなる。

(14) ‘tell’ などのような遂行動詞は消去できるが, ‘promise’, ‘admit’ のような場合は文の意味がかかわるので消去はできない。

2.2 (14) の解釈が正当性をもつものであることを証明すると思われる事実をいくつかあげてみたい。

2.2.1 Groos は (15), (16) がパラフレーズの関係にあるとし, (15)

(15) Luc (bégaie/rouronne) à Guy (de venir/qu'il est ici).

(=Luc stammers/purrs) to Guy (to come/that he is here).

(16) Luc dit à Guy (de venir/qu'il est ici), en (bégayant/rouronnant).

の文は、(16)の‘dit’を消去し、その位置にあとにある自動詞を挿入する、という方法で導きだせるとしている。ここで注目したいのは、‘bégaie’(= stammers)が‘dit...en bégayant’(=say... stammering)と等しいと解釈し関係づけられていることである。つまり、‘stammer’は意味的に最小(‘semantically minimal’)な要素たる‘dire’(=say)とそれに意味上の補足語が加わったものの具現化したものとし、‘say’とは明確に区別されるものとして取扱われている。

2.2.2 いまみたような動詞の間の関係は Ross があげている遂行動詞のうちの段階的なちがいの中にも見ることができる。

(17) Tom_i said that Ann could swim, but nobody believed him_i.

Ross はこの文の‘said’の位置に‘declared,’‘asserted,’‘shouted,’‘whispered,’‘told them,’‘explained,’‘wrote,’‘cabled,’‘wigwagged’は許されるが、‘groaned’は疑問であり‘snorted,’‘laughed’はさらに疑問だ、としている。また、

(18) * Tom_i frowned his displeasure, but nobody believed him_i.

(18)の‘frowned’を‘smiled his encouragement,’‘shrugged his resignation’でおきかえても同様に許される文とはならない、とし、このことを根拠に、言葉による伝達を表わす動詞、つまり〈+ communication〉、〈+ linguistic〉の素性をもつ動詞でなければ平叙文の遂行動詞とはなれないとする。これは正しいであろう。しかしここで注意しなければならないのは、(17)、(18)の文の‘said,’‘frowned’をおきかえることが許される語(句)から許されない語(句)の段階は結局、純粹に伝達的な意味しかもたない動詞から伝達のしかたについて意味上の修飾が加わったもの、伝達的な意味がほとんどないもの、という順序にな

っていることであろう。純粹に伝達的な動詞（この場合伝達という点では意味的に最小な ‘say,’ ‘tell’）からはなれたものほど許されない程度が大きくなる。‘declare’ は ‘make known clearly’ (*Randomhouse*), ‘make known, proclaim (= announce) publicly, formally, or explicitly’ (*C.O.D.*), ‘shout’ は ‘say loudly’, ‘whisper’ は ‘talk with intention of being audible only close at hand or to confidant’ (*C.O.D.*) なのである。

2.2.3 全く同様なことが ‘promise’ についても言える。*C.O.D.* には、

(19) I promise (assure) you, it will not be so easy.

の例があり、‘assure’ は ‘tell (person) confidently...’ とパラフレーズされている。この ‘confidently’こそ話者がただ単に ‘it will be so easy’ とそのままいうばかりでなく、その伝達内容に対する話者の態度、話者の確信の程度を表わしている言葉である。‘promise’ が ‘約束する’ という意味をもつから、‘promise’ という語を使うことによって約束が成立する、つまり ‘遂行的’ である、と見るのはいささか単純すぎるであろう。なぜなら、

(20) ‘without fail’ などの副詞句、

‘I shall do my best to’ (Austin, (1975) p. 77, cf. p. 73)

‘you can count on me doing it....’

‘as God is my witness’ (Stampe)

などによっても話者は ‘責務’ (obligation) を負うことを明白に示しうるだろうし、時には、

(21) ‘I’ll do it for you’.

だけでも充分であろう (Searle, p. 68; Cooper, p. 191)。それをわざわざ ‘promise’ という言葉を使うのはそれがもつ ‘tell confidently’ という意味によってさらに強い ‘illocutionary force’ を表わすよい方法であるからに他ならない。(31a, b)を参照。)

このことは今度は逆に, ‘promise’ という語を使ったつぎの文,

(22) If you don't hand in your paper on time, I promise you
I will give you a failing grade in the course.

(23) “You stole that money, didn't you?”
“No, I didn't, I promise you I didn't.”

でも明白であろう。(22) では ‘I promise you’ は ‘警告’ (warning) あるいは ‘おどし’ (threat) であろうし, (23) では否定を強調していると考えることができる (Searle, pp. 58-9; Travis, p. 24)。¹ ‘promise’ が時に応じて ‘約束’ であったり, ‘警告,’ ‘おどし’ でありうるのは ‘意味的に最小’ な伝達動詞 ‘tell’ のほかに, その仕方を表わす ‘confidently’ に見られる話者の確信的な態度がそうさせるからにほかならない。(この例だけでも ‘christen’ などは別 (Palmer) としても ‘performative’ と ‘constative’ or ‘descriptive’ (Searle) との区別はかなり曖昧なことが確認される) (Grewendorf)。したがって, ‘promise’ はなんでも遂行動詞だときめてしまったり, それを含む節をかたんに消去できる性質のものでないことがはっきりする。

2.2.4 このことはまたつぎのような例によってもはっきり証明される。

Ross は (12 a), (12 b), (13) (それぞれ (24), (25), (26) としてくり返す) によって, どの平紋文にもかならず遂行動詞を含む節が最上節にあることを示そうとした。

- (24) I admit that I'll be late (= (12 a)).
(25) I (hereby) promise that I'll be late (= (12 b)).
(26) I admit that I (* hereby) promise that I'll be late (= (13)).

つまり、(24) は‘承認’ (admission), (25) は‘約束’ (promise) を表わす文であり、(26) は‘promise’ という語を含むにもかかわらず最上節の動詞 ‘admit’ を表わす文だ、というのである。

ところがこれには強力な反例がある。

- (27) I declare that I (hereby) promise to stop smoking.

がそれである。この文は(26)と同様‘promise’が最上節にないにもかかわらず‘約束’を表わす文である (Rutherford)。しかしこれは‘declare’のもつ‘make known clearly’ (*Randomhouse*), ‘make known, proclaim publicly, formally, or explicitly’ (*C.O.D.*) という意味からむしろ当然のことであろう。‘I (hereby) promise...’ をさらにはっきりと (<‘clearly,’ ‘explicitly’>) のべなおしているにすぎないからである。

したがって (24), (25), (26), (27) はその文の最上節だけが遂行節であるとか、ないとか、あるいはそれに対する反例であることを証明する例文であるより、むしろ伝達内容を伝達する時の話者の態度が‘admit,’ ‘promise’ ‘declare’ の中にもりこまれている (言い方をかえれば、話者の話し方を記述 (describe) したもの) のであるから、これらの動詞は全体の文意をかえずに省略できる性質のものではない、ということを証明している例と考えるべきなのである。

遂行動詞として消去されるものは <+ communication>, <+ linguistic>, <+ declarative> などの素性をもった動詞であればどれでもいいの

ではなく、純粋に伝達的な意味だけをもったものであり、それ以上の修飾的な意味を含んだものであってはいけないことが予想される。

2.3. 上の項で遂行動詞についてのべたことは実は遂行節の別の要素、すなわち主語、間接目的語についてもあてはまる。

(28) a I told you that ...

b I dare say ...

c I should say ...

(29) a I will tell him ...

b He tells her ...

c You told me ...

(28 a) の ‘told’ が ‘tell’ に加えて <+ past> という意味素性をもつと同じく (28 b), (28 c) も ‘say’ 以上の意味を含んでいる。(29) の例を含めていずれも Ross, Austin (1975, p. 62) のいう遂行節の条件に反するものである。

遂行節内の主語、動詞、間接目的語について今までみてきたところから、おおよそ次のような一応の結論が引きだせるように思われる。

(30) 遂行節の主語には当の発話の話者 (I), 遂行動詞は、単純現在時制の純粋に伝達的な意味だけをもつ動詞 (‘say,’ ‘tell’), 間接目的語は当の発話の聴者 (you) であり、その節にはそれ以上の意味が含まれてはいけない。

2.3.1 ところで (30) でみたように話者が I, 動詞が現在形, 聴者が you だということは、実は (この発話が ‘here,’ ‘now’ であることが要求されるという点で ‘自己中心的’ (egocentric) (Lyons, p. 275) な

発話の典型であって) 現実の話者と聴者の間に行われている言語行為を話者を中心にしてそのままのべているものにすぎない。今話者 I が聴者 you に何らかの発話をしているのが ‘I tell (say to) you,’ そのものであるから、本来言う必要のないことを更に、‘I tell (say to) you’ と言うこと自体がそもそも ‘pragmatic’ な意味では、余剰的なことであると言える。しかしそれを敢て ‘I tell (say to) you that ...’ と言うのは逆にそれなりの意味をもつことになる。たとえば (31 a) では ‘I’ll come’ 以上のことを言っているわけではなく、かならずしも約束

(31) a. I’ll come.

b. I hereby say to you that I’ll come.

したことにはならない。しかし (31 b) では ‘I hereby say to you’ を更に加えることによって自分 (I) が聴者 (you) に明確に言っていることを確認し、結果的には約束している (‘by saying what he says he PROMISES that he will come’) (Stampe) のであって (31 a) とは全く ‘force’ のちがうものである。

このような純粹に伝達的な動詞の場合でさえ消去されると意味のちがいをおこしてしまうことは (31) とおなじ次のような例でも明白になる。

(32) a. Grass is blue.

b. I hereby say to you that the grass is blue.

この2文のうち (32 a) は真(あるいは偽)でありうるが、(32 b) についてはそういう判断が成立しない。これらの文の真理値が全くちがうことは、これらの文に対して ‘That’s true.’ と言ったとするときそれは (32 a) の内容が true だということ以外さし得ない (Lakoff, G.,

Galmiche. p. 180, Kempson. p. 43) ことでも分る。これこそ遂行分析の ‘destructive dilemma’ であるとのべて、遂行節が消去されたものと、消去されないもののちがいを Stampe はのべている。

‘say’ の場合ですらこうであるから、伝達動詞として ‘意味的に最小’ な ‘say’ などにそれ以上の修飾的な意味が加わった ‘admit,’ ‘promise,’ ‘declare’ ... などのような場合の消去はさらに大きな意味のちがいをおこしてしまう。さらに真理価値もかえてしまう。非文となる場合さえある⁽²⁾。消去されない遂行節はすべて記述的なのである。遂行動詞消去変形で対応するとされている二文はそのような仕方互の関係を説明する性質のものではなかったのである (Palmer, p. 142; Lakoff, R.)。もはや Ross のというような意味の一般的な ‘遂行節’ は認めがたい。

3.2 どの平叙文にも遂行節があるという Ross のいくつもの証明 (その方法自体冒頭にのべたような疑問点がある) はいま見て来たようなかなり決定的な問題を含むものでありそのままでは首肯できない。しかしそれにもかかわらず、例外的に遂行節「的」なものが存在すると思えなくてはいけない例がある。

- (34) a. Jenny isn't here, for I didn't see her.(Ross).
 b. Honestly, she stole the money.
 c. To tell you the truth, I don't know.
 (= I tell you truthfully) ... (Rutherford)⁽³⁾

(34 a) の ‘for ...’ は “Jenny isn't here” と 話者 (I) が聴者 (you) に伝える根拠をのべたものであり Jenny がいない理由をのべたものではない。すなわち (34 a) には “I tell you that Jenny isn't here, for ...” が予想され ‘for ...’ は “I tell you” にかかるものなのである。(34 b) の ‘Honestly’ についても同様 “I tell you honestly, ...” とし

「遂行消去」について

か考えようがない。Ross の‘遂行節’は今の様な場合に限る様に定義しなおされなければならない。

(34) の文はいずれも話者 (I), 典型的な伝達動詞 ‘tell (say to),’ 聴者 (you) を考えざるを得ないが, これは実は (30) にのべたことと全く一致する性質の遂行節なのである。‘Pragmatic’ な理由によってこの遂行節が義務的に消去され表層には現れないと考えるべき例である。

4. すでにのべて来たことを便宜的に序順だてて整理してみるとおよそ次のようになるであろう。

- (35) a. 純粹に伝達的な意味しかもたない動詞 ‘tell,’ ‘say’ と, それに更に修飾的な意味の加わったと考えられる動詞 ‘declare,’ ‘promise,’ ‘admit’... は明白に区別しなければならない。
- b. ‘say,’ ‘tell’ 以外の動詞は本来それを含む文の意味をかえずには消去出来る性質のものではない。
- c. ‘say,’ ‘tell’ を含む ‘遂行節’ でさえ消去する場合と, しない場合では意味の違いをおこす。消去しない場合はつねに記述的 descriptive (Searle), constative (Austin) になる。
- d. Honestly, she stole the money. のように, 表層には現れないが, ‘I tell (say to) you...’ を想定しないわけにはいかない例がある。‘遂行節’ はこういう場合のみに限るべきである。

これらのことから ‘遂行動詞消去’ についての結論をひき出せば次のようになる。

- (36) ‘遂行節’ には, その発話の話者たる主語 (I), 単純現在時制の純粹に伝達的な意しかもたない動詞 ‘say,’ ‘tell,’ 聴者たる間

接目的語 (you) があり、それは義務的に消去される。

したがって 'say,' 'tell' 以上の意味をもつ '遂行動詞' は '遂行節' にはないから消去の対象とはならないし、過去、時制未来時制の動詞も消去されない。消去されるのは、伝達がなされている場面そのものが話者を中心にして表わされ (つまり 'I tell (say to) you') の場合に限られる。このような結果を McCawley にならって、'say,' 'tell' のような具体的な語彙項目だけ、しかも消去するように指定された時のみ消去の対象となる、と表現することはもちろんさしつかえない。

(1) Rutherford はもう一つの 'additional item' つまり performative を含む構造の中にある 'a reason adverbial' の場合にも消去はおこるとしているが、ここではそれは論じない。

(2) (33) a* Ich schmeichle dir (hiermit), einen schönen Vollbart zu haben.

b. Du hast aber einen schönen Vollbart! (Gutknecht & Panther p. 134)

のような文においては、(31 a) のように Ich schmeichle dir をつけるとむしろ (32 b) の本当の文意をつたえないことになる。

cf. '... while I can say 'I promise...' and 'I warn...', it would be absurd to say 'I insinuate...'. Insinuation is necessarily not something that can be made explicit" (Cooper, p. 194)

(3) cf. "Did you by chance call me yesterday around noon?"

"Why do you ask?" (Rutherford).

References

- Anderson, S. R. & P. Kiparsky (1973) *A Festschrift for Morris Halle* Halt, Rinehart and Winston, Inc.
- Austin, J. L. (1975)² *How to do Things with Words* Harvard Univ. Press. Cambridge, Mass.
- (1961) *Philosophical papers* Oxford.

- Bach, E. & R. T. Harms (1968) *Universals in Linguistic Theory* Holt, Rinehart and Winston, Inc.
- Cole, P. & J. L. Morgan (1975) *Speech Acts* Academic Press.
- Cooper, D. E. (1973) *Philosophy and the Nature of Language* Lorgman. London.
- Fraser, B. "On accounting for illocutional forces" in Anderson & Kiparsky. Galmiche, M. (1975) *Sémantique Générative* Librairie Larousse.
- Gordon, P. & G. Lakoff "Conversational postulates" in Cole & Morgan (1975)
- Grewendorf, G. "Sprache ohne Kontext. Zur Kritik der Performative Analyse" in Wunderlich, D. (1972) 144-182
- Gross, M. "On the relations between syntax and semantics" in Keenan, D. L. (1975) 389-405
- Gutknecht, C. & K.-U. Panther (1973) *Generative Linguistik: Ergebnisse moderner Sprachforschung*. Kohlhonmer, Stuttgart.
- Jacobs, R. A. & P. S. Rosenbaum (1970) *Readings in English Transformational Grammar* Ginn and Company, Mass.
- Keenan, D. L. (1975) *Formal Semantics of Natural Language*, Cambridge Univ. Press. Cambridge.
- Kempson, R.M. (1975) *Presupposition and the Delimitation of Semantics*. Cambridge Univ. Press.
- Lakoff, G. "Pragmatics in natural logic" in Keenan, D. L. (1975) 253-286
- Lakoff, R. "The logic of politeness" Chicago Linguistic Society. 9. (1973) 292-305
- Lyons, J. (1963) *Introduction to Theoretical Linguistics* Cambridge Univ. Press.
- McCawley, J. D. "The role of semantics in a grammar" in Bach & Harms.
- Munitz, M. K. & P. K. Unger (eds.) (1974) *Semantics and Philosophy* New York Univ. Press. N. Y.
- Ross, J. R. "On declarative sentences" in Jacobs & Rosenbaum 222-272.
- Rutherford, W. E. "Some observations concerning subordinate clauses in English" *Language* 46. 1 (1970) 97-115.
- Searle, J. R. (1970) *Speech Acts* Cambridge Univ. Press.
- "In-direct speech acts" in Cole & Morgan (1975) 59-77
- Stampe, D. W. "Meaning and truth in the theory of speech acts" in Cole & Morgan (1975)

Wunderlich, D. (1972) *Linguistische Pragmatik*, Athena'um.

C.O.D. (1970)